

パブリック・コメント手続（意見募集）

横須賀市地域防災計画（原子力災害対策計画編）
の改訂について

意見募集期間

平成29年（2017年） 平成29年（2017年）
11月10日（金）～ 12月1日（金）

お問い合わせ先：市民安全部 危機管理課

電話 046-822-8226（直通）

横 須 賀 市

目次

・ 経緯等	1
・ 計画改訂の考え方	1
・ 今後の予定	1
・ 意見の提出方法	2
・ 改訂案	3

パブリック・コメント手続について

市政の透明化・公正化をすすめ、市民の皆さんが市政へ参画しやすくするために、市の重要な政策の決定に当たって、次の手順で行う一連の手続をいたします。

- (1) 市の基本的な政策決定に当たり、その内容等を事前に公表します。
- (2) 公表したものに対する市民の皆さんからのご意見の提出を受け付けます。
- (3) お寄せいただいたご意見の概要とご意見に対する市の考え方、公表した内容等を変更した場合はその内容を公表します。

横須賀市地域防災計画（原子力災害対策計画編）の改訂について

1 経緯等

本市では、万が一の原子力災害に対処するため、国の防災基本計画に基づき、市内に所在する核燃料加工施設（GNF-J）及び在日米海軍横須賀基地内の米海軍原子力艦を対象に、地域防災計画（原子力災害対策計画編）（以下「計画」とします。）を定めています。

平成28年7月、国の原子力艦の原子力災害対策マニュアルが改訂されたことから、本市計画も昨年度、大幅に改訂を行ったところです。

今回の改訂につきましては、平成29年3月及び7月に国の原子力災害対策指針（以下「国の指針」とします。）において、核燃料加工施設への対策が改訂されたことに伴い実施するものです。

2 計画改訂の考え方

（1）国の指針の変更内容に沿って改訂します。

国の指針が改訂されたことを踏まえ、主に核燃料加工施設（GNF-J）に係る部分の計画を改訂します。

（2）核燃料加工施設（GNF-J）における、原子力災害対策重点区域の範囲の目安と対応について、改めて設定します。

GNF-J（敷地境界から500m以内での取扱量が0.008TBq未満のウラン加工施設）の原子力災害対策重点区域を半径約500mとし、当該区域内にて計画に記載する緊急事態に至った場合は、屋内退避または状況に応じて避難の準備等の措置を行います。

なお、対象地域の範囲につきましては、従前の計画からの縮小はありません。

（3）その他、文言、組織名称等を修正します。

3 今後の予定

平成29年 11月10日～ 平成29年 12月1日	パブリック・コメント実施	
平成30年 2月下旬～3月	パブリック・コメントの結果公表予定 防災会議開催予定 市議会第1回定例会	計画決定 計画改訂の報告

意見の提出方法

1 提出期間 平成29年（2017年）11月10日（金）から
平成29年（2017年）12月1日（金）まで

2 あて先 市民安全部危機管理課

3 提出方法

(1) 書式は特に定めていませんが、日本語で記述してください。

(2) 住所、氏名、案件名「横須賀市地域防災計画（原子力災害対策計画編の改訂について）」を明記してください。なお、市外在住の方の場合は、次の項目についても併せて明記してください。

- ・（市内在勤の場合） 勤務先名・所在地
- ・（市内在学の場合） 学校名・所在地
- ・（本市に納税義務のある場合） 納税義務があることを証する事項
- ・（本パブリック・コメント案件に利害関係を有する場合）
利害関係があることを証する事項

(3) 次のいずれかの方法により提出してください。

- ・ 直接持ち込み
市民安全部危機管理課（横須賀市役所1号館4階10番窓口）
市政情報コーナー（横須賀市役所2号館1階34番窓口）
各行政センター
- ・ 郵送 〒238-8550 横須賀市小川町11番地
横須賀市役所 市民安全部危機管理課（原子力防災係）
- ・ ファクシミリ 046-827-3151
- ・ 電子メール ps-pc@city.yokosuka.kanagawa.jp

個々のご意見等には直接回答はいたしませんので、予めご了承ください。
ご提出いただいたご意見等とこれに対する考え方は、意見募集期間終了後、速やかに公表いたします。

第1編【原子力施設等】

第1部 総則

第2章 計画の前提

現行計画	修正計画
<p>第3節 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の範囲</p> <p>本市では、GNF-Jに対する原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の範囲（以下「原子力災害対策重点区域」という。）を、原子力災害対策指針に規定されている「<u>加工施設及び臨界量以上の核燃料物質を使用する使用施設</u>」の範囲とする。</p> <p>表（略）</p>	<p>第3節 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の範囲</p> <p>本市では、GNF-Jに対する原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の範囲（以下「原子力災害対策重点区域」という。）を、原子力災害対策指針に規定されている「<u>ウラン加工施設（敷地境界から500m以内での取扱量が0.008TBq未満の加工施設）</u>」のとおり、以下の範囲とする。</p> <p><u>また、当該原子力災害対策重点区域の全てを、緊急防護措置を準備する区域（UPZ：Urgent Protective Action Planning Zone）とする。</u></p> <p>表（略）</p>

第2部 災害予防計画

第3章 オフサイトセンターとの連携

現行計画	修正計画								
<p>第1節 オフサイトセンターの整備</p> <p>2 オフサイトセンターの活動体制の整備</p> <p>◆原子力災害合同対策協議会のもとに設けられる次の機能別作業グループに配置する職員及びその役割、派遣手段等について、あらかじめ原子力防災専門官等と協議して定めておく。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>班</th> <th>機能</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>プラント班</td> <td>事故状況把握、進展予測</td> </tr> </tbody> </table>	班	機能	プラント班	事故状況把握、進展予測	<p>第1節 オフサイトセンターの整備</p> <p>2 オフサイトセンターの活動体制の整備</p> <p>◆原子力災害合同対策協議会のもとに設けられる次の機能別作業グループに配置する職員及びその役割、派遣手段等について、あらかじめ原子力防災専門官等と協議して定めておく。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>班</th> <th>機能</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>プラントチーム</td> <td>事故状況把握、進展予測</td> </tr> </tbody> </table>	班	機能	プラントチーム	事故状況把握、進展予測
班	機能								
プラント班	事故状況把握、進展予測								
班	機能								
プラントチーム	事故状況把握、進展予測								

第5章 避難誘導體制等の整備

現行計画	修正計画
<p>（新規）</p>	<p>第1節 原子力災害対策指針に規定する緊急事態対応</p> <p><u>UPZ内において、施設敷地緊急事態^{注1}に至</u></p>

った場合は、屋内退避準備の措置を行う。

全面緊急事態^{注2}に至った場合は、「屋内退避」を実施し、状況に応じて避難の準備の措置を行う。

また、放射性物質が環境へ放出された場合、UPZ及びUPZ外においては、緊急時モニタリングによる測定結果を、防護措置の実施を判断する基準である運用上の介入レベル（OIL：Operational Intervention Level）と照らし合わせ、避難など必要な措置を講じる。

注1

施設敷地緊急事態

① 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。

② その他原子炉の運転等のための施設以外に起因する事象が原子炉の運転等のための施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。

注2

全面緊急事態

① 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。

② その他原子炉の運転等のための施設以外に起因する事象が原子炉の運転等のための施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難又は屋内退避を開始する必要がある事象が発生すること。

現行計画	修正計画
第1節 避難誘導體制の整備 1 避難計画の策定 市民安全部及び消防局は、あらかじめ国、県、原子力事業者の協力のもと、 <u>屋内退避及び避難誘導のための計画</u> を策定する。 2～4 (略)	第2節 避難誘導體制の整備 1 避難計画の策定 市民安全部及び消防局は、あらかじめ国、県、原子力事業者の協力のもと、 <u>屋内退避のための計画</u> を策定する。 3～5 (略)

第6章 消火、救助・救急及び医療救護活動体制の整備

現行計画	修正計画
第2節 医療救護活動体制の整備 1 原子力災害医療設備の整備 ◆ (略) ◆ (略) ※さらに、重症の被ばく患者は、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構放射線医学総合研究所（千葉県千葉市稲毛区穴川4-9-1）に搬送することとなる。	第2節 医療救護活動体制の整備 1 原子力災害医療設備の整備 ◆ (略) ◆ (略) ※さらに、重症の被ばく患者は、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構放射線医学総合研究所（千葉県千葉市稲毛区穴川4-9-1）等に搬送することとなる。

第3部 災害応急対策計画

第2章 本市及び原子力事業者の応急活動体制

現行計画	修正計画				
第2節 災害対策本部の設置 7 各部の主な業務 <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 25%; text-align: center;">健康対策部</td> <td> ① 医師会、原子力災害医療機関、<u>被ばく医療に係る医療チームとの連絡、調整</u>に関すること ②～⑧ (略) </td> </tr> </table>	健康対策部	① 医師会、原子力災害医療機関、 <u>被ばく医療に係る医療チームとの連絡、調整</u> に関すること ②～⑧ (略)	第2節 災害対策本部の設置 7 各部の主な業務 <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 25%; text-align: center;">健康対策部</td> <td> ① 医師会、原子力災害医療機関、<u>原子力災害医療派遣チーム及び専門派遣チームとの連絡、調整</u>に関すること ②～⑧ (略) </td> </tr> </table>	健康対策部	① 医師会、原子力災害医療機関、 <u>原子力災害医療派遣チーム及び専門派遣チームとの連絡、調整</u> に関すること ②～⑧ (略)
健康対策部	① 医師会、原子力災害医療機関、 <u>被ばく医療に係る医療チームとの連絡、調整</u> に関すること ②～⑧ (略)				
健康対策部	① 医師会、原子力災害医療機関、 <u>原子力災害医療派遣チーム及び専門派遣チームとの連絡、調整</u> に関すること ②～⑧ (略)				

第6章 屋内退避、避難、飲食物の摂取制限等の防護活動

現行計画	修正計画
<p>第1節 避難・退避措置</p> <p>放射性物質の放出に伴う被ばくから住民等を防護するため、<u>状況に応じて「屋内退避」又は「避難」の措置を講じる。</u></p> <p>第2節 避難勧告・指示</p> <p>(略)</p>	<p>第1節 避難・退避措置</p> <p>放射性物質の放出に伴う被ばくから住民等を防護するため、「<u>屋内退避</u>」及び状況に応じて「<u>避難</u>」の措置を講じる。</p> <p>第2節 避難等勧告・指示</p> <p>(略)</p>

第7章 救助・救急、消火及び医療活動

現行計画	修正計画
<p>第2節 医療救護活動</p> <p>5 国への要請</p> <p>◆健康対策部は、必要と認めるときは、原子力規制委員会（原子力緊急事態宣言発出後は、原子力災害現地対策本部）に対し、<u>国立研究開発法人放射線医学総合研究所等の職員で構成される被ばく医療に係る医療チームの派遣要請</u>を行い、同チームの指導と協力のもと、医療救護活動を行う。</p>	<p>第2節 医療救護活動</p> <p>5 国への要請</p> <p>◆健康対策部は、必要と認めるときは、原子力規制委員会（原子力緊急事態宣言発出後は、原子力災害現地対策本部）に対し、<u>高度被ばく医療支援センター及び原子力災害医療・総合支援センター等の職員で構成される原子力災害医療派遣チーム及び専門派遣チームの派遣要請</u>を行い、同チームの指導と協力のもと、医療救護活動を行う。</p>

第4部 復旧・復興計画

第2章 被害等の影響の軽減

現行計画	修正計画
<p>第3節 被災中小企業に対する支援</p> <p>本市経済対策部は、国及び県と連携し、必要に応じ災害復旧高度化資金貸付、<u>小規模企業設備資金貸付</u>及び中小企業体質強化資金貸付等により、設備復旧資金、運転資金の貸付を行う。</p>	<p>第3節 被災中小企業に対する支援</p> <p>本市経済対策部は、国及び県と連携し、必要に応じ災害復旧高度化資金貸付（<u>削除</u>）及び中小企業体質強化資金貸付等により、設備復旧資金、運転資金の貸付を行う。</p>

第2編【原子力艦】

第2部 災害予防計画

第5章 医療救護活動体制の整備

現行計画	修正計画
<p>1 緊急被ばく医療設備の整備</p> <p>◆（略）</p> <p>◆（略）</p> <p>※さらに、重症の被ばく患者は、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構放射線医学総合研究所（千葉県千葉市稲毛区穴川4-9-1）に搬送することとなる。</p>	<p>1 原子力災害医療設備の整備</p> <p>◆（略）</p> <p>◆（略）</p> <p>※さらに、重症の被ばく患者は、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構放射線医学総合研究所（千葉県千葉市稲毛区穴川4-9-1）等に搬送することとなる。</p>

第3部 災害応急対策計画

第2章 本市の応急活動体制

現行計画	修正計画						
<p>第2節 災害対策本部の設置</p> <p>7 各部の主な業務</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="2">健康対策部</td> <td>① 医師会、原子力災害医療機関、被ばく医療に係る医療チームとの連絡、調整に関すること</td> </tr> <tr> <td>②～⑦（略）</td> </tr> </table>	健康対策部	① 医師会、原子力災害医療機関、被ばく医療に係る医療チームとの連絡、調整に関すること	②～⑦（略）	<p>第2節 災害対策本部の設置</p> <p>7 各部の主な業務</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="2">健康対策部</td> <td>① 医師会、原子力災害医療機関、<u>原子力災害医療派遣チーム及び専門派遣チーム</u>との連絡、調整に関すること</td> </tr> <tr> <td>②～⑦（略）</td> </tr> </table>	健康対策部	① 医師会、原子力災害医療機関、 <u>原子力災害医療派遣チーム及び専門派遣チーム</u> との連絡、調整に関すること	②～⑦（略）
健康対策部		① 医師会、原子力災害医療機関、被ばく医療に係る医療チームとの連絡、調整に関すること					
	②～⑦（略）						
健康対策部	① 医師会、原子力災害医療機関、 <u>原子力災害医療派遣チーム及び専門派遣チーム</u> との連絡、調整に関すること						
	②～⑦（略）						

第7章 医療救護活動

現行計画	修正計画
<p>5 国への要請</p> <p>◆健康対策部は、必要と認めるときは、国の現地対策本部に対し、<u>国立研究開発法人放射線医学総合研究所等の職員で構成される被ばく医療に係る医療チーム</u>の派遣要請を行い、同チームの指導と協力のもと、医療救護活動を行う。</p>	<p>5 国への要請</p> <p>◆健康対策部は、必要と認めるときは、国の現地対策本部に対し、<u>高度被ばく医療支援センター及び原子力災害医療・総合支援センター等の職員で構成される原子力災害医療派遣チーム及び専門派遣チーム</u>の派遣要請を行い、同チームの指導と協力のもと、医療救護活動を行う。</p>

第4部 復旧・復興計画
 第2章 被害等の影響の軽減

現行計画	修正計画
<p>第3節 被災中小企業に対する支援</p> <p>本市経済対策部は、国及び県と連携し、必要に応じ災害復旧高度化資金貸付、<u>小規模企業設備資金貸付</u>及び中小企業体質強化資金貸付等により、設備復旧資金、運転資金の貸付を行う。</p>	<p>第3節 被災中小企業に対する支援</p> <p>本市経済対策部は、国及び県と連携し、必要に応じ災害復旧高度化資金貸付<u>(削除)</u>及び中小企業体質強化資金貸付等により、設備復旧資金、運転資金の貸付を行う。</p>

その他、全編通して文言を修正

現行計画	修正計画
災害時要援護者	要配慮者